

第2弾

インボイス制度対策講座
～事例で考えるインボイス制度～どなたでも参加
できます！！

令和5年10月1日より、『インボイス制度(適格請求書等保存方式)』が導入されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、発行事業者になるためには事前に税務署への登録が必要となります。一方、発行できない事業者は、取引継続が敬遠される可能性があり、適切な対応が必要です。事業者の皆さまがインボイス制度を円滑に対応できるよう、本セミナーを企画を致しましたので、この機会にご参加ください。

●講師プロフィール

中小企業診断士 秋島一雄氏

元商社の営業マンで、現在は毎年200件を超える中小企業支援を東京商工会議所のコーディネーターとして実践しており、現場目線の対応は評価が高く、全国の商工会議所や商工会、自治体、中小企業大学校等で研修や公演も多く、また日本商工会議所消費税転嫁対策窓口等事業ワーキンググループメンバーとして冊子等の執筆も行っている。その他活動領域として、産業能率大学で研修やセミナーの講師も務めている。



開催日時

研修会：令和4年11月8日(火)
13:30～16:00

会場 土岐商工会議所 多目的室

定員 20名(1事業所1名のみ参加できます)

受講料 無料

個別相談 令和4年11月9日(水) 10:00～16:00(先着5名)

内容

- ～インボイス制度の理解と運用に向けて～
- 制度理解へまず消費税の仕組みを押さえる
 - インボイスとは何か?
 - 課税事業者の対応策
 - 免税事業者への対応策
 - インボイス登録への準備

参加申込書

お申込みをされる場合は、下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXで送信願います。

お申込日：令和4年 月 日

FAX番号 0572-54-1188

事務所名					電話		
所在地	〒				FAX		
参加者氏名	ふりがな				携帯電話		
個別相談(11月9日)	10時～11時	11～12時	13～14時	14～15時	15～16時		

※ 個別相談を希望される方は、参加できる時間に○を、できない時間に×をお付けください。(複数回答可)

お申し込み
お問い合わせ

土岐商工会議所

中小企業相談所

土岐市土岐津町高山4 TEL:0572-54-1131